

◆あんない◆

福祉案内

問い合わせ先
役場民生課
43-0211

福祉医療費

助成制度

この制度は、山口県と三隅町が費用を負担して行っているもので、三隅町に住所を有する重度心身障害者、三歳未満児（歯科のみについては、義務教育就学前児）、母子家庭等の医療費の一部を助成するという制度です。

受給者に認定されますと、医療機関で受診する際に「健康保険証」と町が発行する「福祉医療費受給者証」を提示すれば自己負担額が免除となります。制度の内容は次のとおりです。

一、対象者

- ①国民年金法施行令別表一級程度の障害を有する者
- ②身障手帳三級以上の所持者
- ③療育手帳Aの所持者

二、所得要件
老齢福祉年金の本人所得制限を超えない者

○乳幼児医療費助成制度

一、対象者

三歳未満児（歯科のみについては義務教育就学前児）

二、所得要件

市町村民税所得割額の合計が五九、一〇〇円以下の世帯

○母子家庭医療費助成制度

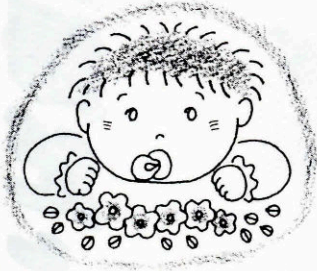
一、対象者

①十八歳までの児童を養育する母子家庭の母及び当該児童

②父母のいない児童

二、所得要件

市町村民税所得割非課税世帯
お問い合わせは
民生課福祉係まで
☎43-0211



児童福祉

児童手当

児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成を目的としています。

支給対象

3歳未満の児童を養育している人に支給されます。

○手当の額（月額）

- 第一子 50000円
- 第二子 50000円
- 第三子 100000円

○手当の支給

受給対象者（養育者）が認定請求をした日の属する月の翌月から開始され支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。手当は、2、6、10月に支給されます。

○特例給付

所得制限により児童手当を受けれないサラリーマン（厚生年金に加入している人）については、その人の前年の所得が一定額未満の場合に限り、特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

○所得制限限度額

受給対象者の扶養親族数によつて、所得限度額が異なります。

扶養親族数別所得制限限度額

扶養親族数	本則給付	特例給付
0人	148,6000	327,8000
1人	178,6000	357,8000
2人	208,6000	387,8000

○支給要件

- ・父母の婚姻解消・父の死亡
- ・父の障害・父の生死不明
- ・父による一年以上の遺棄
- ・父が一年以上の拘禁
- ・未婚の母の子・棄児・その他

☆特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童について、手当を支給することで、これらの障害児の福祉の増進を図ることを目的としています。

お問い合わせは

役場民生課福祉係まで
☎43-0211

向開作公営住宅

入居者募集

新築の向開作公営住宅入居者を次のとおり募集します。

1、募集公営住宅の概要

種別	第2種
募集区分	一般
募集戸数	4戸
家賃	月額32,000円
所在地等	向開作（浅田バス停から5分）
構造、間取り	2階建、3LDK（駐車場あり）
入居予定日	平成7年9月1日

2、申込資格

町内に住所又は勤務場所のある方で、次の要件のすべてを備えている方。

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係にある者及び婚姻者を含む）がある方。
- ②住宅に困っていることが明らかな方。
- ③法で定める収入基準に該当している方。

3、受付期間

平成7年8月1日から15日までの午前9時から午後5時まで。ただし、土、日を除く。

4、受付場所及び問い合わせ先

三隅町役場民生課福祉係
☎0837-43-0211

5、その他

申込書（民生課備付）に、前年の源泉徴収票及び住民票の謄本を添付のこと。